

地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

＜平成16年諮問第8号 第3次中間答申＞

【概要版】

平成18年8月1日
情報通信審議会



目 次

1. 中継局ロードマップの具体化と補完措置

1) 基本的な考え方	1
2) 放送事業者の「自助努力」では建設困難な中継局がある場合の対応	2
3) 公的支援のあり方.....	3
4) 補完措置に係る今後の対応.....	4
5) 補完措置の活用に係る透明性の確保のあり方	5
6) 辺地共聴施設への対応.....	6

2. 受信機の普及と利便性向上

①受信機の普及等関連

1) アナログ放送停波等に係る周知広報のあり方について.....	7
2) デジタル受信機の多様化・低廉化に係る対応のあり方	8

②コピーワンス関連	9
-----------------	---

3. コンテンツの多様化	12
--------------------	----

1. 中継局ロードマップの具体化と補完措置(1)

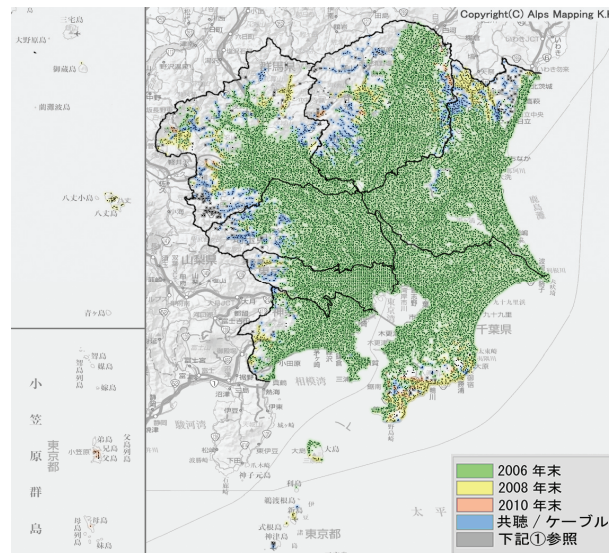
1) 基本的な考え方

ア 2011年のアナログ放送停波・デジタル放送への全面移行の確実な実現、という目的に鑑み、この目標期限までに、可能なあらゆる手段を介して、全ての視聴者にデジタル放送を送り届ける環境を整備することが不可欠である。こうした観点から、国、放送事業者その他の関係者は、電波で直接受信していたか否かを問わず、アナログ放送時における地上放送の視聴者は全て、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴することを可能とすることを基本として、それぞれの役割を果たしていくべきである。

イ アナログ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル放送局の免許主体である当該放送事業者の自助努力によって、アナログ放送時の100%がカバーされるべきである。放送事業者の試算によれば、2006年4月現在、自助努力による対アナログ時カバー率は98%を超える見込みである。

放送事業者としては、引き続きこのカバー率の向上に全力で取り組むとともに、本年末以降、適時、その時点のカバー率を公表していくべきである。

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす(サンプル)



中継局リスト(サンプル)

管理番号	都道府県	局名/地区名	局所規模 (*2)	デジタル置局 (*3)	開設時期 (*4)	備考
100002	東京	東京	親	置局	2005	
105061	神奈川	平塚	大	置局	2005	
106020	群馬	前橋	大	置局	2005	
107002	茨城	水戸	親	置局	2005	デジタル新局
107020	茨城	日立	大	置局	2005	
107021	茨城	土手	大	置局	2005	
107023	茨城	山方	大	置局	2005	
107067	茨城	常陸鹿島	大	置局	2005	
109084	栃木	宇都宮	大	置局	2005	
105020	神奈川	小田原	大	置局	2006	
106021	群馬	沼田	大	置局	2006	
108020	千葉	銚子	大	置局	2006	
109020	栃木	矢板	大	置局	2006	
110020	埼玉	秩父	大	置局	2006	
110044	埼玉	児玉	大	置局	2006	
100023	東京	青梅/沢井	小	置局	2007	
100034	東京	奥多摩	小	置局	2007	
105021	神奈川	厚木	小	置局	2007	
105022	神奈川	箱根湯本	小	置局	2007	
105024	神奈川	仙石原	小	置局	2007	
105025	神奈川	久里浜	小	置局	2007	
105026	神奈川	横須賀武	小	置局	2007	
105029	神奈川	愛川	小	置局	2007	
105040	神奈川	逗子	小	置局	2007	
105066	神奈川	湯河原	小	置局	2007	
105088	神奈川	津久井	小	置局	2007	
106022	群馬	下仁田	大	置局	2007	
106023	群馬	利根	小	置局	2007	
106026	群馬	吾妻	小	置局	2007	
106028	群馬	桐生	大	置局	2007	
106040	群馬	津	小	置局	2007	
106047	群馬	沼田沼須	小	置局	2007	
106048	群馬	白沢	小	置局	2007	
106061	群馬	沼田発知	小	置局	2007	

(参考URL) 「地上デジタル推進全国会議」ホームページ <http://www.digital-zenkoku.jp/index.html>

1. 中継局ロードマップの具体化と補完措置(2)

2) 放送事業者の「自助努力」では建設困難な中継局がある場合の対応

ア 地上放送は、アナログ放送時には、ほぼ全ての世帯に普及した国民に最も身近なメディアの一つであるとともに、法制度によって災害情報伝達の機能を担わされる等、公共性の高い基幹的な情報通信インフラである。こうした重要なインフラについては、デジタル化の後も、全ての国民がこれを活用できるよう、国、放送事業者等関係者は全力で取り組んでいく必要がある。この点は、上記「1) 基本的な考え方」にも示したとおりである。

イ 地上放送の伝送手段としては、地上波中継局が最も効率的な手段であり、基本的には、デジタル放送の全国普及は地上波中継局によることが適当である。しかしながら、デジタル放送への全面移行の期限である2011年まで、あと5年という限られた期間であることに鑑みれば、中継局に加え、ケーブルテレビ、IP、衛星等、活用可能なあらゆる補完的伝送手段の活用が不可欠と考えられる。

もとより、地上放送に係る伝送手段の選択は放送事業者の判断によるべきであるが、放送事業者は、自助努力によっては中継局を整備することが困難と判断する場合には、社会的コストやサービス内容、視聴者のニーズ等を勘案しつつ、可能な限り補完手段を活用することによって、カバーエリアの拡大に努めていく必要がある。

ウ 以上を前提として、国としては、以下に取り組むべきである。

- ①現時点では自助努力による整備困難と判断されているものを含め、放送事業者が、2011年の期限までに中継局に係る投資を完了できるよう設備投資を加速・推進する等の観点から、放送事業者に対して一定の支援を行うこと。
- ②放送事業者が、より円滑に通信インフラ等の補完手段を活用し得る環境整備を行うこと。

1. 中継局ロードマップの具体化と補完措置(3)

3) 公的支援のあり方

ア これまでの審議会における議論の過程では、放送事業者に対する支援のあり方について、中継局整備に係る所要経費の一部の助成、金融・税制面の措置等の具体的措置内容とその要件等を巡り、様々な指摘が行われたところである。

当審議会としては、以下の観点から、放送事業者に対する支援として、まずは、民間放送事業者の設備投資を促進するための、政策金融や税制措置を中心に検討すべきであると考えます。

- ①中継局は、民間放送事業者の事業用設備であること。「2011年」という期限までに中継局に対する設備投資を完了させる、「投資の前倒し」を目的とする政策措置としては、政策金融や税制の活用がより適切と考えられること。
- ②「条件不利地域」という範囲であっても、事業者の経営支援となる資金助成は、国の政策手段として適切とは言えないこと。また、放送事業者がアナログ放送の中継局を建設した時点と比較すれば、地上波中継局以外の伝送路について、より多様な選択肢を有していると考えられること。
- ③アナログ放送時に実施されていた、難視聴解消に係る国の資金助成は、視聴者側における格差是正と、それによる視聴者保護の実現の観点から、地方公共団体等の公的主体を主たる対象として実施されていること。
- ④放送事業者は、報道機関としての性格を有することから、国等から資金助成を受けることについては、より謙抑的であることが望ましいと考えられること。

イ 国としては、こうした中継局整備の状況を把握した上で、なお以下の事情が認められる場合の措置については、引き続き検討をしていくべきである。

- ①当該中継局が、条件不利地域にあって、(ア)カバーする世帯数が極めて少数であるにもかかわらず、対象エリアが広く、整備コストが多額に上る、(イ)辺地共聴施設と地理的状况あるいは視聴者の生活環境の面で共通する部分が多く、設置経緯としても、地方公共団体や地域住民の要望により、それら関係者との一定の費用分担の下に設置されていること、等の事情があり、当該中継局を整備すれば、放送事業者の経営を維持することが著しく困難となることが明白であること。
- ②ケーブルテレビ、IP、衛星等、他のあらゆる補完的伝送手段について、民間ベースによる整備が期待できず、放送事業者による活用が困難なこと。

1. 中継局ロードマップの具体化と補完措置(4)

4) 補完措置に係る今後の対応

ア 2011年までのデジタル放送への全面移行を確実に達成するため、地上放送事業者は、補完的伝送手段を用いた地上デジタル放送の同時再送信について、視聴者の選択肢の拡大を含め、公共性の観点から、一定の条件を満たす電気通信役務利用放送事業者についても再送信同意の対象とすることを基本的な姿勢として取り組むべきであるとする。

イ 再送信同意の対象とするための条件については、これまで再送信手段として大きな役割を果たしてきたケーブルテレビに対する同意条件の内容等にも配慮しつつ、基本的には放送事業者が判断し、策定すべき事項である。しかしながら、「2011年までのデジタル放送への全面移行の確実な達成」という観点から、次のような方向で検討すべきと考える。

①都市と条件不利地域の取扱い

放送事業者が電気通信役務利用放送事業者に対し再送信同意を行った結果、都市部のみ多数の「補完手段」が措置され、条件不利地域において「補完手段」がほとんど活用されない事態となることは回避されるべきであり、行政としては、条件不利地域における通信インフラ整備を推進するための政策措置の拡充に努めるべきである。

ただし、視聴者の選択肢を拡大し、地上デジタル放送の普及を加速する観点から、都市部における再送信を希望する電気通信役務利用放送事業者についても、再送信同意の対象とすべきである。

②再送信同意条件の運用のあり方

「再送信」である以上、放送事業者が、再送信の対象となる放送番組の内容、品質、放送の意図としての地域等、当該番組の属性が同一であることを求めることは、基本的には合理性があると考えられる。

しかしながら、いわゆる少数チャンネル地区の場合や、ケーブルテレビ、IP等を含め、ほとんどの補完的伝送路を活用することが困難な条件不利地域の場合等については、行政による、置局政策を含めた総合的な対策が期待される場所であるが、放送事業者としても、情報通信格差是正等の観点から、地域の実情に応じて、再送信同意の条件を柔軟かつ適切に適用していくべきである。

③技術的条件の規格化の要否

IP等変化の激しい技術を用いた補完的伝送手段については、関連する技術的条件の規格化は必ずしも必要ないと考えられる。

④地域性の取扱い

補完的伝送手段にIP技術を用いる場合、その特徴の一つは、距離や時間の制約の克服が可能な点にある。したがって、特定地域内の地上放送について、技術的には、地域的な制約なく、再送信を行うことが可能である。

しかしながら、再送信をどの地域に認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。したがって、放送事業者の判断を担保するため、再送信同意を行う技術的な条件として、再送信に係るシステムに関し、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性が認められると考えられる。

⑤著作権処理のあり方

再送信に伴う著作権等の処理は、再送信主体が非営利法人等の場合を除き、基本的には再送信の主体となる電気通信役務利用放送事業者が、自らの責任で行うべきである。

1. 中継局ロードマップの具体化と補完措置(5)

5) 補完措置の活用に係る透明性の確保のあり方

ア 補完的伝送手段に係る条件やその適用等については、以下の事情を勘案すれば、その決定プロセスに関し、可能な限り透明化を図っていくことが必要である。

例えば、放送事業者が定めた補完措置に係る条件の内容や、条件の適用手続きについて、それらの検討プロセスを含めて可能な限り公開していくとともに、これらの内容・手続きについて、放送事業者と電気通信役務利用放送事業者の間で理解に齟齬が生じた場合、解決プロセスを明確化しておくことが重要である。

- ① 基幹放送である地上放送の伝送方式のあり方は、国民生活に広くかつ強い影響を与える可能性があること。
- ② 補完的伝送手段の活用の可否は、公的支援に係る条件として重要な要素の一つと考えられること。
- ③ 再送信同意の可否が、電気通信役務利用放送事業者や、ケーブルテレビ等の事業者間競争に大きな影響を与えること。

イ いずれにせよ、①補完措置の活用に係る条件と、その適用手続きの策定・公表、②条件の内容・適用について関係者の理解に齟齬が生じた場合の解決プロセスの明確化等については、基本的には、放送事業者が、上記アに示した透明性の確保に配慮しつつ、電気通信役務利用放送事業者との協議を経て実施すべき事項である。

当審議会としては、放送事業者に対し、第2次中間答申で提言された再送信に係るスケジュールを踏まえ、この9月までに、上記①及び②を実行し、再送信同意の手続きに着手することを要請する。

ウ 行政としては、2006年中に開始予定のIPマルチキャストを用いた地上デジタル放送の再送信の進捗と、上記イ①及び②の運用状況を注視し、再送信の円滑な実施と地上デジタル放送の普及促進の観点から、さらに行政として講ずるべき措置があるか否かを検討し、2007年中に結論を得るべきである。

1. 中継局ロードマップの具体化と補完措置(6)

6) 辺地共聴施設への対応

- 受信環境の整備は、視聴者の自助努力によることが原則であるが、全国約2万施設と推計される辺地共聴施設のデジタル化については、以下の事情を勘案し、国、及び放送法に基づいてテレビ放送を全国においてあまねく受信できるよう措置することが義務づけられている特殊法人であるNHKを中心として、以下の関係者がそれぞれの責任を果たしていくべきであると考えらる。
 - ① 辺地共聴施設にて視聴している住民の負担が、放送エリア内の住民負担に比べて著しく過重となるのであれば、デジタル化に係る情報通信格差是正の観点からの措置が必要と考えられること。
 - ② 2011年のデジタル放送への全面移行まで、残された期間があと5年間という限られた期間であること。

1) 国及びNHK

共聴施設全体のデジタル化に係る、国、NHK、視聴者等との費用負担のあり方に関する考え方について早急に整理すべき。

2) NHK及び民間放送事業者

NHKは、共聴施設のデジタル化に際しても、アナログ放送時にNHK共聴に対して果たしてきた責任と同様の責任を引き続き果たしていくことを基本として検討を行うべきである。

また、民間放送事業者も、共聴施設において民間放送を視聴している視聴者の保護の観点から、辺地共聴施設の実態把握、効率的なデジタル化手法の検討、及び情報提供等を含め、こうした施設のデジタル化の促進に可能な限り協力すべきである。

3) 国及び放送事業者

国、及び放送事業者は、辺地共聴施設について、デジタル放送の直接受信が可能なエリア、直接受信が困難で、受信点の変更が必要となるエリアに関する情報、及びそれぞれのケースに係る具体的な対応方法や所要経費について、視聴者、地方公共団体その他関係者に対し、可能な限り正確に伝達するよう取り組むことが不可欠である。併せて、これらの関係者に対し、専門的技術指導を行う体制についても、検討すべきである。

2. 受信機の普及と利便性の向上 ① 受信機の普及等関連(1)

1) アナログ放送停波等に係る周知広報のあり方について

○ これまでの周知広報は、地上デジタル放送の視聴可能地域が一定の範囲に限定されていたことを前提に、地上デジタルテレビ放送に関心の高い層を中心にその魅力を訴求し、先行的なユーザによる需要の牽引に期待する取り組みを進めてきたところである。

しかしながら、本年12月から全国で地上デジタル放送が開始される予定であり、今後は、テレビ放送に対する関心やニーズも異なる、より幅広い国民視聴者層を想定し、年齢別、視聴環境別等、きめ細かな周知広報活動を展開する必要がある。

国及び放送事業者等関係者は、本年12月までに、以下のような基本的な考え方に基づく周知広報計画を改めて策定し、公表すべきである。特に、国は、放送事業者、メーカー、量販店等関係者と協議の上、本年12月までに、以下の囲みに示す事項を柱とする相談体制を確立した上、その内容の周知に努めるべきである。

- i) 情報伝達手段については、国民視聴者に対する訴求効果、影響力という観点から、テレビによるスポット広告の充実を中心に据え、ポスター、パンフレット等を幅広く頒布することに取り組む。
- ii) 情報提供の内容については、「2011年7月以降、アナログ受信機のみではテレビ放送が視聴できなくなる」ことをより前面に、かつ明確に訴求していくとともに、以下のような配慮が必要である。
- iii) 地上デジタル放送の認知度の向上に伴い、相談件数が飛躍的に増加するとともに、相談内容の専門化が進展している。こうした状況に対応し、これまで、販売店、メーカー等各機関に委ねられてきた相談対応を組織化し、より効率化するとともに、個々の視聴者に対するきめ細かい対応が可能となる体制を整備すべきである。

- ① 視聴者からの相談が予想される機関の明確化と各機関の協力の取り付け
- ② 専門相談の担当が期待される機関の窓口の明確化、組織化と協力の取り付け
- ③ 基本相談に関するQ&A整備の下、一次窓口の拡大 等

2. 受信機の普及と利便性向上 ① 受信機の普及等関連(2)

2) デジタル受信機が多様化・低廉化に係る対応のあり方

ア 現在の受信機の出荷比率から見れば、アナログ受信機とデジタル受信機の比率は、ほぼ均衡した状況にある。先に示したとおり、この6月からは、工場から出荷されるアナログ受信機に対し、「アナログ放送終了告知シール」の貼付が実施されているところであるが、アナログ受信機の比率の更なる低下を図るため、何らかの追加的措置を行う必要がある旨の指摘があることは、前項に示したとおりである。

当審議会としては、国としては、「アナログ放送終了告知シール」の貼付以降の、デジタル受信機の普及動向、受信機の出荷比率の変化等を引き続き注視し、アナログ受信機の製造に係る米国等諸外国の施策と、その形成過程における議論も踏まえた上で、2007年7月を目処に、さらに「シール貼付」に加え、追加的な措置を講ずべきか否かを検討し、結論を得るべきであると考えている。

イ 先の指摘にもあるとおり、デジタル受信機が多様化・低廉化の前提として、当該受信機に係る商品企画の自由度が確保されることが必要であることは言うまでもない。デジタル受信機については、複数の機能が規格化されているところであるが、受信機に搭載する機能の選択については、市場のニーズと、これを踏まえた商品企画上の判断に委ねられるべきである。

当審議会としては、国に対し、こうした自由度を阻害する事態については常に注視を怠らず、必要に応じて、所要の措置を検討することを求めるものである。

2. 受信機の普及と利便性の向上 ② コピーワンス関連(1)

○ 2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現を図る観点から、放送事業者、受信機メーカー等関係者に対し、以下に示す方向性の下に、早急に検討に着手することを要請する。

- ①現在、デジタル放送の全ての放送番組は、「コピーワンジェネレーション」の取り扱いとなっているが、これらを「EPN」の取り扱いとしていく方向で検討し、本年12月までの可能な限り早期に、その検討状況を公表すること。
- ②デジタルチューナー内蔵の録画機等の利用者から、(ア)「コピーワンジェネレーション」の下では、視聴者が、「ムーブ」を行う際、オリジナルのバックアップを保持しておくことが困難となっていること、(イ)「ムーブ」が失敗すると、オリジナルの放送番組、DVDに途中まで記録された放送番組の双方が使用不能となること、等の指摘があることを踏まえ、これらの指摘に応えるための受信機側の具体的な対応のあり方を検討し、本年12月までの可能な限り早期に、その検討状況を公表すること。
- ③公表の具体的な方法は、放送事業者、受信機メーカー等による公開、当審議会等に対する適時の説明と、その内容に対する意見募集の形で行うことを想定する。当審議会における意見や、意見募集に寄せられた意見の内容によっては、必要に応じて、著作権管理団体、消費者団体等関係者の参加を得て、以下のア、イ及びウの内容に沿って、所要の対応について検討等を行うこととする。

2. 受信機の普及と利便性の向上

② コピーワンス関連(2)

○ 「2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現」という検討目的と、前項までに示した議論の経緯に照らして考えるに、仮に、デジタル放送の著作権保護の現状と、これに関する視聴者に対する説明のあり方等について、視聴者に目に見える形で、何ら具体的な改善が見られない場合には、今後視聴者の十分な理解を得つつ、デジタル受信機の購入や買い替え等を進めていくことは極めて困難であると言わざるを得ない。

以上に鑑み、当審議会としては、放送事業者、受信機メーカー等関係者は、受信機の普及なくして、2011年までのアナログ放送停波によるデジタル放送への全面移行は不可能であることを改めて認識した上、以下の点に配意して視聴者に対する必要な説明責任を果たしつつ、視聴者の目に見える改善策の具体化に向け、前記に示した検討に全力で取り組むよう、改めて要請するものである。

①これまでの議論の過程で、全ての放送番組が「コピーワンジェネレーション」の扱いであることの合理的理由の説明が強く求められたこと、特に(ア)米国では、「インターネット送出禁止」の扱いを前提としてデジタル放送における著作権保護のあり方の検討が進められていることとの比較、(イ)放送番組を「コピーワンジェネレーション」以外の扱いとすることによる、当該放送番組の制作過程等における具体的な弊害の明確化、等の観点から説明することの必要性について指摘が行われたこと。そして、地上放送は、国民視聴者に対する基幹的な情報伝達を担う公共性の高い事業であり、その運用のあり方に係る指摘については、一定の説明責任を果たしていくべきこと。

②「EPN」の下では、当該コンテンツ保護技術に非対応の機器を用いて、暗号記録された放送番組を再生・記録することはできなくなるが、次の点については権利者から強い懸念が表明されていること。

(ア)「EPN」の下では、例えばオリジナルのコンテンツから当該コンテンツ保護技術に対応したメディアに複製した後、当該メディアから更に当該技術に対応したメディアに対して複製することが可能となること。

(イ) さらに、「EPN」の下では、このように複製されていくメディアの数に制限を課することが技術的に不可能であり、複製の世代制限を行うこともできないこと。

(ウ) 結果として、オリジナルのコンテンツを複製したメディアが無制限に制作されることを、技術的に回避することができないこと。

また、現在のエンコーディングルールは2001年に変更され、「EPN」はこの時点で追加されたものであり、当該ルールの変更も、現状を改善するための一つの選択肢としては考えられることから、検討の対象を現在のエンコーディングルールの4つのコピー制御方式の範囲に限定することには疑問が提示されていること。さらに、技術的には、現在のルールに含まれない、新たなルールを形成することは可能であり、視聴者ニーズの動向に沿って、常にこうした新たな可能性を模索する基本的な姿勢が必要ではないか、という指摘が行われていること。

2. 受信機の普及と利便性の向上 ② コピーワンス関連(3)

ア なお、当審議会としては、視聴者や著作権者という、デジタル放送の受益者や、コンテンツ制作にも直接関与する立場の者から、現在の著作権保護のあり方についての検討過程等に不透明な部分がある旨の指摘があったことは、放送のデジタル化に係る行政をはじめ、放送事業者、受信機メーカー等関係者が特に重く受け止める事項と考える。

イ もとより、これまでも再三指摘したとおり、こうした技術やルールのあり方については、基本的には民間ベースの検討に委ねられるべきものである。しかしながら、上記に示した地上放送の役割と、2011年の確実なデジタル放送への全面移行の実現という当審議会の検討目的に鑑みれば、こうした技術やルールについては、視聴者を含めた幅広い関係者の理解を得られるよう、その検討・形成過程の適時の公開を含め、可能な限り透明なプロセスを経て決定されていくことが望ましい。

以上に鑑み、当審議会としては、放送のデジタル化を確実に実現し、これを通じて我が国全体のデジタル・コンテンツの制作・流通を更に促進する観点から、行政において、適切な検討の場の設定を含め、地上デジタル放送に係る技術やルールの策定プロセスの透明性を確保するための適切な対処を怠らないよう、改めて要請するものである。

ウ 今後、放送事業者や受信機メーカー等関係者の検討状況の公表を受け、デジタル放送の著作権保護のあり方を検討するに当たっては、審議の過程でも指摘されているとおり、

- ①視聴者による放送番組の録画については、著作権法第30条(私的複製)の範囲内に限り、自由に複製できることに留意する必要があるが、こうした事項を含めた、著作権保護の重要性に関する視聴者への周知のあり方
 - ②コンテンツの制作・流通する者の意図に反した複製を行う者に関する、捜査や罰則を含めた社会システムのあり方
 - ③著作権保護技術の今後のあり方
 - ④コンテンツの内容と、その保護方法のバランスに関する、判断プロセスのあり方
- 等の諸点と併せ、総合的に検討していく必要がある。

以上に鑑み、当審議会としては、行政として、放送事業者、受信機メーカーのみならず、著作権に係る行政、消費者、権利者等幅広い関係者の参加を得た、上記のような多角的な検討に相応しい適切な場を設定することを、併せて要請するものである。

3. コンテンツの多様化

ア 地上放送は我が国のコンテンツ制作の中核を担っており、コンテンツ産業に占める役割は極めて重要である。そしてこのことが、放送事業の公共性を担保する一つの要素であり、その公共性に相応しい説明責任が求められていくものと考えられる。その一環として、放送番組を外部から調達する場合にも、調達を行う事業者が自主的にルールを策定し、これを公開していくことが望ましい。

イ 諸外国においては、放送事業者が放送番組を外部から調達する場合、その調達比率等について法的規制を行う例が散見されるが、その規制目的は、「自国のコンテンツ産業や文化の保護」等、我が国にそのまま導入することは必ずしも適当とは考えられない事例が多い。我が国の放送事業者における番組調達の現状等を踏まえれば、まずは、放送事業者の判断による自主的なルール策定に委ねることが適当と考えられる。

ウ 放送事業者としては、本年12月を目処に、放送番組を外部から調達する場合のルールを自ら策定し、公表すべきである。当審議会としては、適時その内容の説明を受け、必要に応じて、当該ルールのあり方に関する検討を行なっていくこととする。

行政においても、地上放送が我が国の映像コンテンツ制作の中核を担っており、放送事業者のコンテンツ制作・調達のあり方は、我が国全体のコンテンツの充実や人材育成に大きな影響を持ち得ることを踏まえ、こうした役割に相応しい適切なルールの形成に向け、所要の措置の検討を怠らないよう要請するものである。

エ なお、我が国のコンテンツ産業における放送事業者の役割の重要性や、放送事業の高い公共性とそれに相応しい説明責任を果たす観点から、ルールの策定に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

- ①コンテンツの充実には、より多様な人材・ノウハウの活用が重要であることから、放送番組の外部調達の実績、当該番組に係る著作権の帰属を含めた外部調達の手続き等については、可能な限り明確化を図ること。
- ②データ放送、携帯端末向け放送等、デジタル放送ならではの機能を活かしていくためには、そのコンテンツの充実が特に重要であること。